

はじめよう！



スタートアップマニュアル 概要編

～水福連携を始めたい方へ～

令和7年10月



文部科学省



ひと、くらし、みらいのために  
厚生労働省  
Ministry of Health, Labour and Welfare

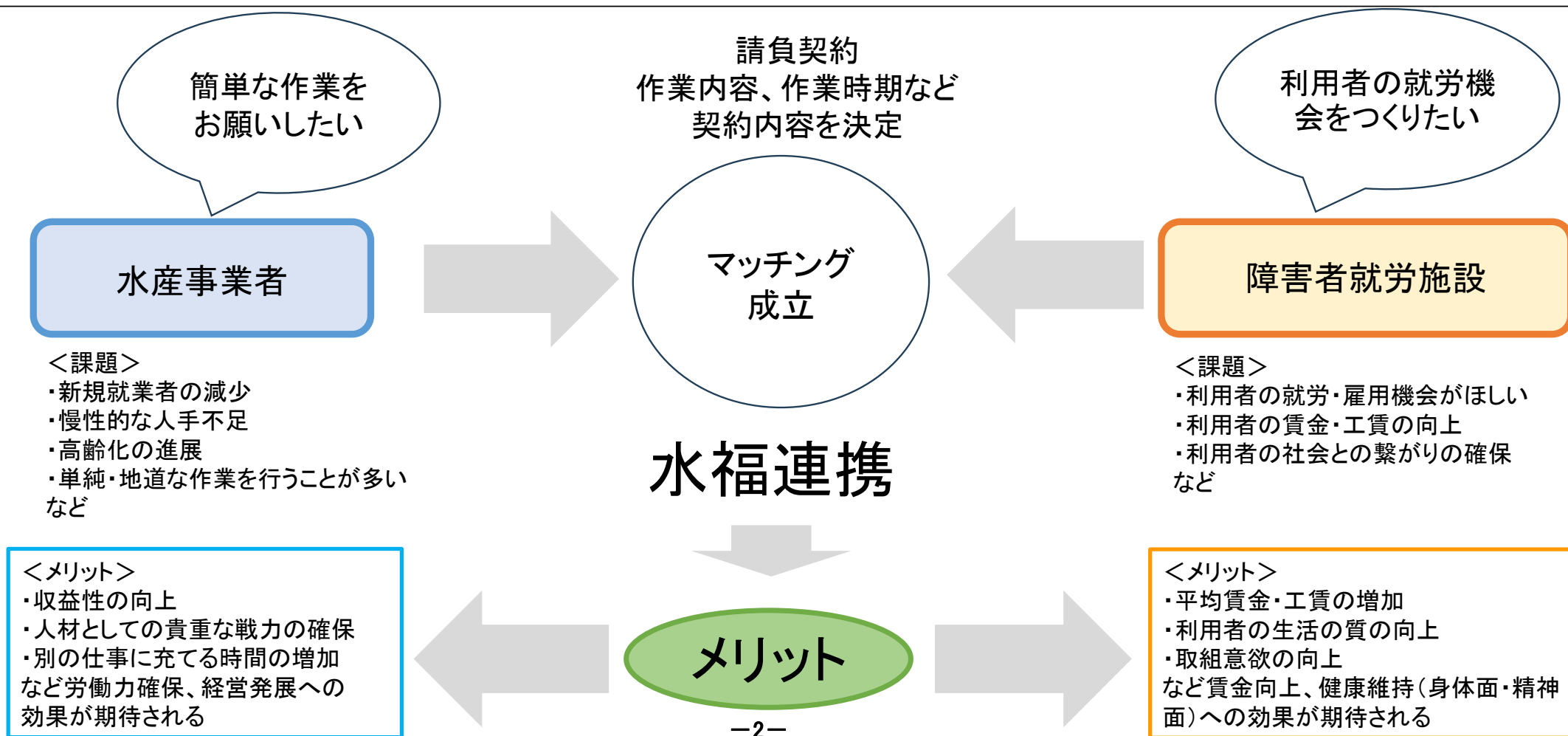
水産庁

# 目次

|                                          |      |
|------------------------------------------|------|
| ■ 概要(最初に知っておいていただきたいこと)                  |      |
| ・水福連携の概要                                 | p 2  |
| ・障害者等が携わっている業種と作業                        | p 3  |
| ・作業の「切り出し」を行うことで障害者個々の特性にあった作業を見つける      | p 4  |
| ・障害特性と配慮のポイント                            | p 5  |
| ・障害者の就労形態の分類                             | p 6  |
| ・障害者就労施設と施設利用者の契約関係                      | p 7  |
| ■ 取組事例                                   |      |
| ・水福連携の取組事例紹介                             | p 8  |
| ■ 水福連携の実施方法                              |      |
| ・水福連携の実施方法                               | p 11 |
| ① 水産事業者が障害者を直接雇用するまでの主なプロセス              | p 12 |
| (参考1) 試行的な雇用(障害者トライアル雇用)について             | p 14 |
| (参考2) サポート制度の活用(地域障害者職業センター)について         | p 15 |
| (参考3) サポート制度の活用(職場適応援助者)について             | p 16 |
| (参考4) サポート制度の活用(障害者就業・生活支援センター)について      | p 17 |
| 水産事業者が障害者を直接雇用するまでの主なプロセス(特別支援学校高等部との連携) | p 18 |
| ② 水産事業者が障害者就労施設に作業を依頼するまでの主なプロセス         | p 20 |
| ③ 障害者就労施設が水産業に参画(自社生産)するまでの主なプロセス        | p 23 |
| ④ 障害者就労施設が水産事業者から作業を請け負うまでの主なプロセス        | p 25 |
| ■ 自治体の取組事例紹介                             | p 27 |
| ■ 障害者を雇用する場合の相談・支援する主な機関                 | p 29 |
| ■ 水福(農福)連携を進めるための各種助成制度                  | p 30 |

## 水福連携の概要

水福連携は、水産業と福祉が連携し、障害者の水産分野での活躍を通じて、水産業経営の発展とともに、障害者の自信や生きがいを創出し、その社会参画を実現する取組。



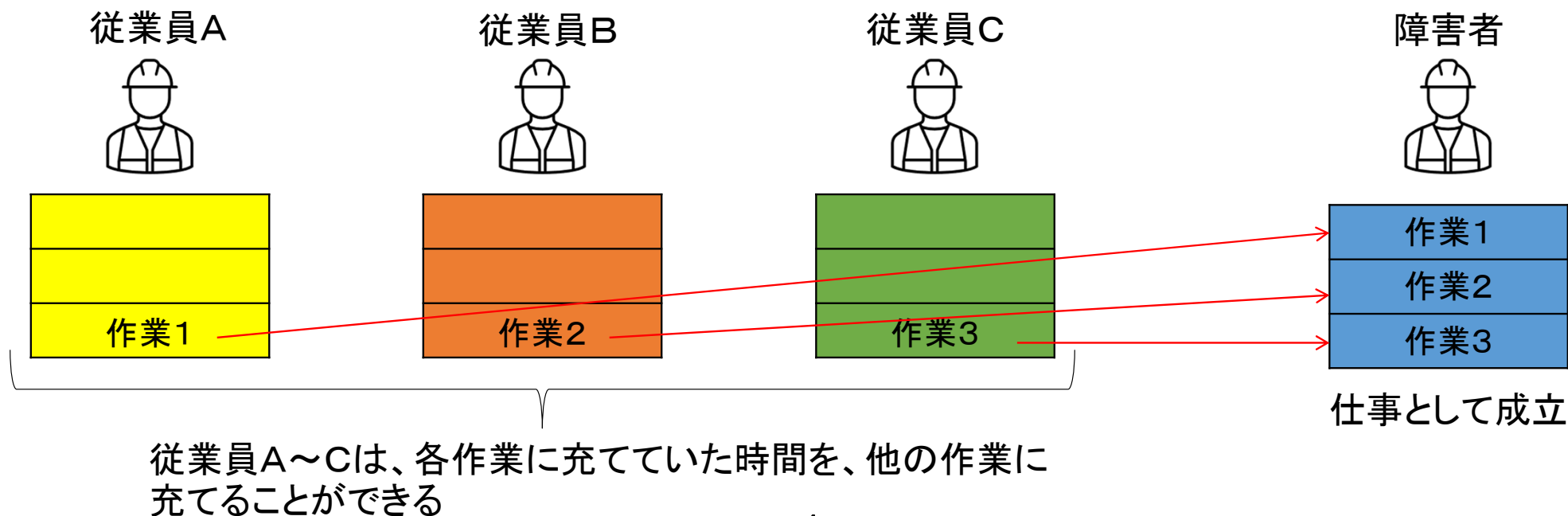
## 障害者等が携わっている主な業種と作業

| 【漁業種類及び水産加工の業種】                       | 【作業】                                               |
|---------------------------------------|----------------------------------------------------|
| 漁船漁業・・・定置網                            | 荷揚げの補助                                             |
| 養殖業「海面」・・・カキ、ノリ、ホタテ、ワカメ               | カキ洗浄、カキ梱包、ホタテ殻の穴あけ、ボイル                             |
| 養殖業「内水面」・・・メダカ、サーモン等                  | 養殖水槽の掃除、餌やり、収穫、乾燥、販売                               |
| 水産加工業・・・缶詰、レトルトパック、生鮮品<br>海藻(ヒジキ等)、惣菜 | 製造(加工)、機器メンテナンス、魚介おろし(マグロの皮はぎ等)、袋詰め包装・箱作り、ラベル貼り、計量 |

最初に知っておいて  
いただきたいこと

## 作業の「切り出し」を行えば障害者個々の 特性にあった作業を見つけられます

- 作業の「切り出し」について  
一連の作業を一つ一つの単純な作業に細かく分解し、作業の最小単位を作ることを作業の「切り出し」と言います。一連の作業を任せることが困難でも、作業を細分化することにより、障害者に任せられる作業が見つかる可能性があります。
- 細分化した作業の集約と作業への割り振り  
事業者にとって小さな作業でも、誰かに任せることができれば、事業者はその時間を他の仕事に充てることができます。障害者の中には、担当できる作業の幅は狭くても、一つのことに集中して取り組める人材がいます。その特性を引き出し、就労の中で発揮してもらうことが大切です。作業ごとに各障害者の得手不得手を勘案して担当してもらう作業を決めたうえで、他の作業についても、少しずつ担当してもらう作業の種類を増やしつつ、繰り返し練習してもらうことが重要です。



## 障害特性と配慮のポイント

### 身体障害

生まれつき又は病気、事故等により目が見えない、耳が聴こえない、歩行が難しい等、生活に制限がある状態のことです。

#### 配慮のポイント(例)

- ・作業を行う際の導線を整理(余計なものを置かない等)し、移動が容易になるようにしましょう。
- ・ゆっくり大きな声で話す、筆談で情報を可視化する等、コミュニケーションにひと工夫しましょう。
- ・肢体不自由の場合、体をうまく使えないことがあるので、本人の意思を確認し補助しましょう。

### 知的障害

知的な働きや発達が同年齢の人の平均と比べてゆっくりとしており、知的な行動に制限がある状態のことです。

#### 配慮のポイント(例)

- ・簡単な言葉を使い丁寧に話すこと、場合によって繰り返し話すこと、見てわかるようにすること(絵や図)等、理解しやすい表現を心がけましょう。
- ・作業が難しいと感じられる場合でも、1つの作業の中にある工程を分担し、より単純な作業にすることでできるようになります(折って貼る作業→折るだけの人+貼るだけの人)。

### 精神障害

統合失調症、うつ、薬物やアルコールによる急性中毒又はその依存症等により生活に制限がある状態のことです。

#### 配慮のポイント(例)

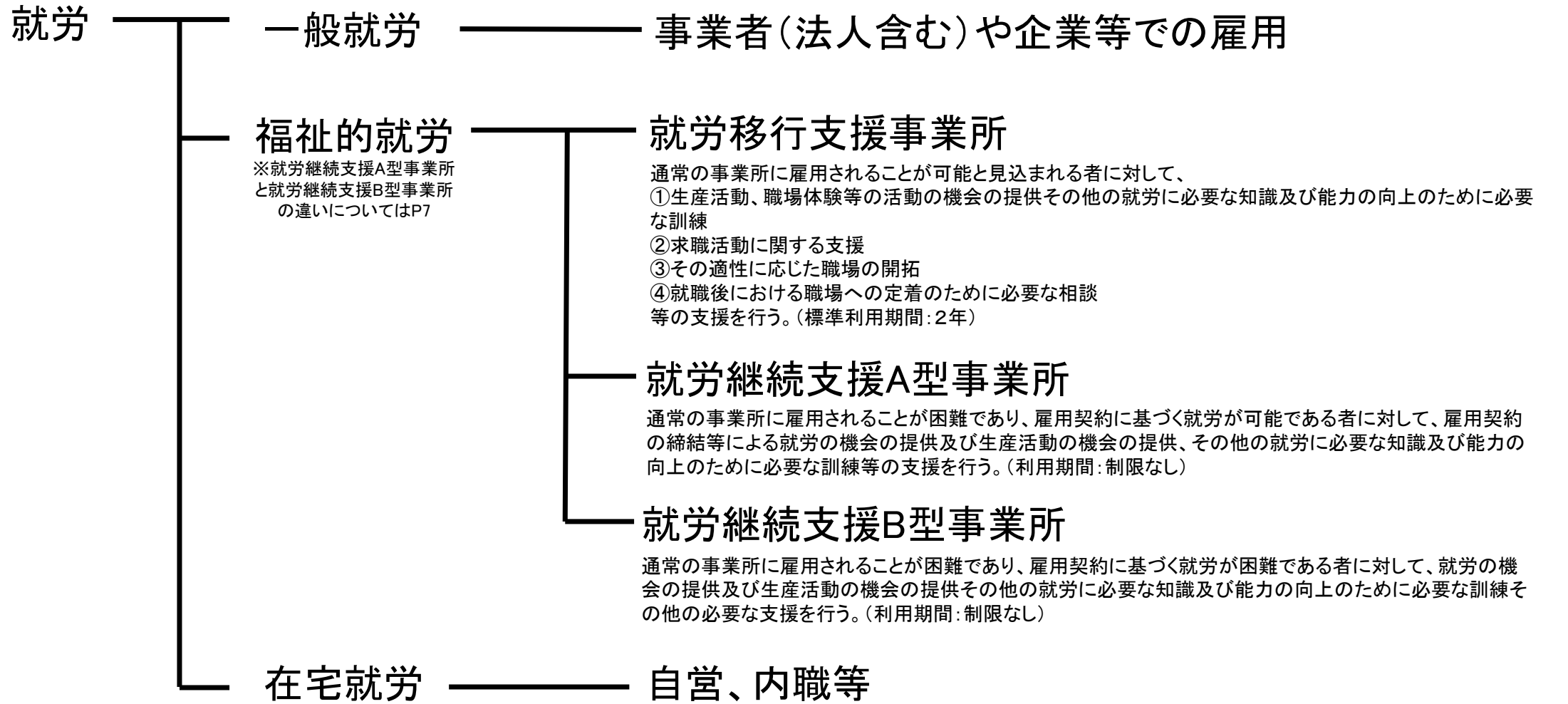
- ・その時の心身の状態によって作業を行うことが難しくなることがあります。また、定期的な通院や服薬などが必要な場合もありますので、作業内容や作業時間(作業日)等を状況に応じて柔軟に変更できる体制づくりをしましょう。
- ・場合によっては支援機関等を活用し、本人がひとりで悩まないように補助しましょう。

### 障害のある方の多くにみられる特徴

- 急な変更(その日の作業が次々と変わる、急に新しい作業を頼まれる等)が苦手であることが多いです。
  - 言葉だけの説明では理解が難しい場合があります。“あそこ”や“それ”などのあいまいな表現も苦手です。
  - 言葉の裏にある相手の意図や、物事の背景(どうしてそうなったのか等)、物事のつながりを理解することが難しいです。(例)冗談が通じない 等
- ※全ての方に該当するものではありません。

-----  
いずれの場合も、個人それぞれの「苦手」や「難しい」をフォローする工夫をしていくことが大切です。

# 障害者の就労形態の分類



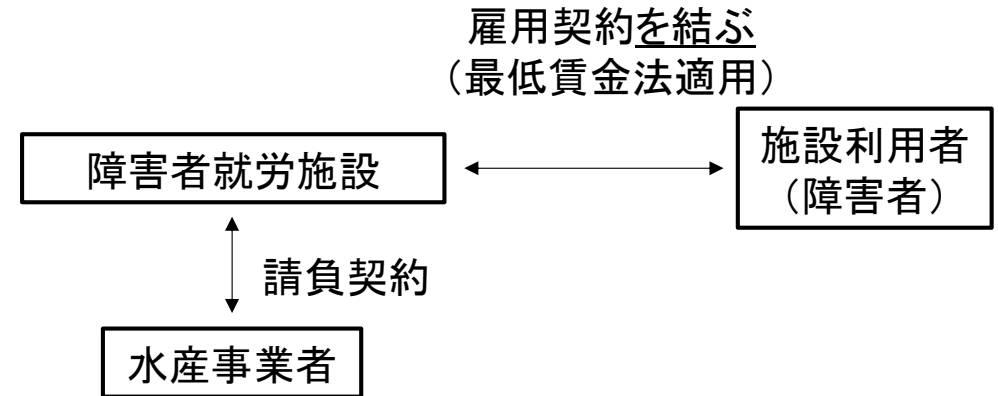
## 障害者就労施設と施設利用者との契約関係

### ● 就労継続支援A型(雇用型)

サービス形態: 障害者就労施設と施設利用者が  
雇用契約を結び利用する福祉サービス

<主な対象者>

- ・原則18歳以上65歳未満(平成30年4月から65歳以上の条件を満たせば利用可)
- ・身体障害や知的障害、精神障害、発達障害、難病がある者
- ・就労移行支援を利用したが、就職に結びつかなかった者
- ・特別支援学校を卒業して就職活動したが、就職に結びつかなかった者
- ・以前働いていたことはあるが、現在は就労していない者

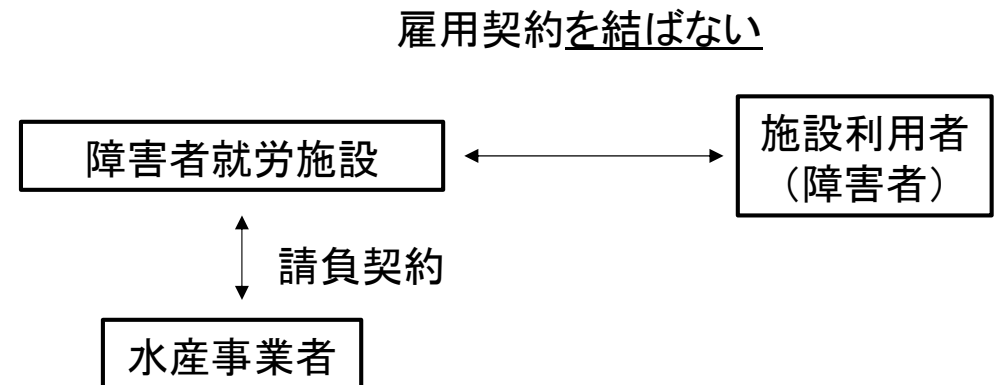


### ● 就労継続支援B型(非雇用型)

サービス形態: 障害者就労施設と施設利用者が  
雇用契約を結ばずに利用する福祉サービス

<主な対象者>

- ・50歳に達している者
- ・身体障害や知的障害、精神障害、発達障害、難病がある者
- ・障害基礎年金1級を受給している者
- ・以前働いていたことはあるが、年齢や体力の面で一般の企業での就労が困難な者
- ・就労移行支援事業者などによる客観的評価で、就労面の課題が把握されている者



障害者就労施設から水産事業者の下に施設外就労する際には、水産事業者と障害者就労施設の契約は、事業に関する請負契約であって労働者派遣契約でないため、水産事業者は、利用者に対して直接的な指揮命令を行うことができません。このため、職業指導員が利用者に付き添うことになります。

# 水福連携の取組事例紹介(三重県) 施設内・外就労

## ●水福連携に向けた検討(平成25～26年度)

- 若手職員を中心に全国的にもほとんど事例がない水福連携について、三重県での実現可能性を検討。
- 先進地視察や福祉部局との意見交換を経て、水福連携が可能と判断。

## ●水福連携促進の取組(平成27年度～)

- 平成27年度から水福連携の事業を開始し、漁業や漁業参入に関する知識向上を目的とした研修会の開催、水福連携に取り組む専門人材の育成、水福連携の取組創出や漁業参入支援などが行われました。
- 平成27年度から令和5年度までにカキ養殖の種苗採取に用いるコレクターの作製作業(とばし市)やカキ養殖用ロープの釘抜き作業、鮮魚加工作業など県内で59件の取組が実施されました。(写真掲載分については、就労継続支援B型事業所での取組。)
- カキ養殖用ロープの釘抜き作業については、令和5年度には障害者就労施設における作業量が平成28年度比で45倍に増加し、工賃単価も上昇しました。また、漁業者は漁業経費の削減、障害者は工賃向上と双方にメリットがあることから持続的な取組となっており、令和5年度末時点で鳥羽市や志摩市をはじめ、県内12か所の障害者就労施設で実施されています。



カキ天然採苗用コレクター作製作業



海中に垂下

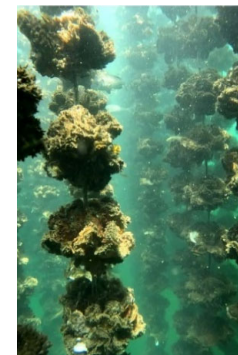


カキ稚貝がついた  
ホタテ板(コレクター)

— 8 —



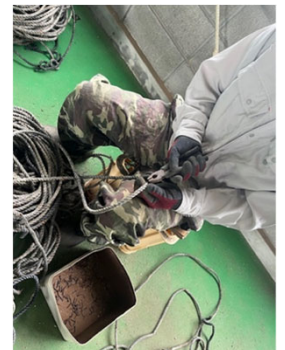
カキ養殖用ロープの釘打ち作業  
(カキの成長を考慮してホタテ板を  
釘で等間隔に再固定)



成長したカキ



カキ  
水揚げ後



カキ養殖用ロープの釘抜き作業  
写真提供:三重県

# 水福連携の取組事例紹介(神奈川県)施設内・外就労

## ●水福連携の取組(令和5年度～)

- 委託元: 湘南漁業協同組合葉山支所(三浦郡葉山町堀内)所属漁師
- 委託先: (福)湘南の風 新葉山はばたき(三浦郡葉山町堀内)、SY' Style(株) STYLE(三浦郡葉山町堀内)
- 形態: 生活介護事業所(新葉山はばたき)、就労継続支援B型事業所(STYLE)

## ●作業内容

養殖/天然わかめについて、乾燥作業(施設外(海岸))と計量・袋詰め作業(施設内)を行っています。  
また、乾燥したひじきについて、ごみ取り、袋詰めなどの作業(施設内)を行っています。

## ●水産事業者の声(漁師)

これまで天気の悪い日や夜間など、仕事の合間に行っていた作業をお願いすることで、精神的、肉体的な負担を減らすことができ、日常生活により変化が生じました。今後もぜひ作業をお願いしたいと思います。

## ●障害者就労施設の声(STYLE)

地元の漁師さんと連携させていただけることが、私たちにとってまず大きな一歩であると思っています。

## ●障害者就労施設の声(新葉山はばたき)

ひじきの作業を行う際は、袋のシール貼り、ひじきの計量、乾燥材のパッキング、袋詰めなどの工程をそれぞれ分割する事で作業に参加できる人を増やすことができました。福祉に関わる人への理解を広げることにも寄与できたと思います。



わかめの乾燥作業



ひじきのごみ取り作業

# 水福連携の取組事例紹介(神奈川県)施設内就労

## ●水福連携の取組(令和5年度～)

- 委託元: 湘南漁業協同組合葉山支所(三浦郡葉山町堀内)所属漁師
- 委託先: SY' Style(株) STYLE (三浦郡葉山町堀内)
- 形態: 就労継続支援B型事業所

## ●作業内容

漁師が漁で使用した漁具(魚や海老の刺網)を解体する作業を施設内で行っています。

## ●水産事業者の声(漁師)

解体してもらった刺網のパーツを再利用できるので助かっています。また、刺網を解体するだけでなく、作り直す作業もしてもらえると助かると考えている漁師も多くいるので、今後探っていきたいと思います。

## ●障害者就労施設の声(STYLE)

施設内で作業ができるので天候に左右されずに作業を行うことができます。また、寒い冬でも施設内で作業ができるので助かっています。



刺網の解体(ばらし)作業



福祉事業所のスタッフへの研修の様子



# 水福連携の実施方法

## ① 水産事業者が障害者を直接雇用

実施を検討する場合は→ P12 へ

- 障害者本人と水産事業者が雇用契約を結ぶ形。
- 水産事業者は、社員である障害者への作業指示や労務管理(賃金や労働条件)などを全て自らの責任で行うことになります。
- 水産事業者に必要な福祉的な知識や障害者との関わり方への理解が必要になります。

## ② 水産事業者が障害者就労施設に作業を依頼

実施を検討する場合は→ P20へ

- 水産事業者が障害者就労施設と請負契約を結び、作業を依頼する形。
- 障害者就労施設の職員が、作業の種類や内容に応じて施設の利用者(障害者)から人選し、福祉の専門知識を有する障害者就労施設の職業指導員が引率して作業を担います。
- 水産事業者は、障害者就労施設と作業日程・作業内容を調整するとともに、障害者就労施設の職業指導員が、障害者の能力把握、作業指示とサポートを行うことになります。
- 水産事業者に必要な福祉の知識がなくても取り組みやすいため、はじめて水福連携に取り組む水産事業者の方には、この方法をお勧めします。障害者が活躍できること、障害者との関わり方への理解が進んできた際には①の方法へステップアップすることもご検討ください。

### ➤ 作業委託の形態

#### (1)施設内就労

障害者就労施設内で製品の袋詰め等の作業を実施する。天候に左右されず、障害者就労施設側の都合に合わせて作業を進めてもらえる点が特徴。

#### (2)施設外就労

障害者就労施設の職員が引率し、職員の指示のもと、利用者(障害者)が作業を行う。作業現場で作業ができるため、委託する作業の幅が広がる点が特徴。

## ③ 障害者就労施設が水産業に参画(自社生産)

実施を検討する場合は→ P23へ

- 障害者就労施設が、生産活動の一つとして作業に取り組む形。
- 地元の理解や作業技術の習得により、障害者就労施設が地域の事業を支える担い手になる事例もあります。  
ただし、ある程度作業のノウハウを持った施設の職員がいなければ生産性の向上が難しいため、技術的な支援を必要としているケースもあります。

# ① 水産事業者が障害者を直接雇用するまでの主なプロセス

## (1) 相談 ▶専門窓口の活用、求職者を探す、就職支援等を受ける

- ▶ ハローワーク(詳細はP27参照)では、障害者の職業紹介のための専門窓口が設けられているので、作業内容や希望する作業者について相談します。
- ▶ 障害のある求職者に対する就職支援や、障害者を対象とした求人申込み(障害者専用求人)の作成支援などを受けることが可能です。

## (2) 試行的な雇用(障害者トライアル雇用) ▶必要に応じて利用を検討する(※詳細はP14参照)

- ▶ 障害者トライアル雇用求人を事前にハローワーク等に提出し、これらの紹介によって、対象者を原則3か月間(精神障害者は、原則6か月～最大12か月間)の有期雇用で雇い入れ、一定の要件を満たした場合、助成金を受けることができます。
  - ※ 親族や知人の紹介等で雇用に至った場合は対象外となります。
  - ※ (4)と同様に労働基準法に則り雇用契約を取り交わします。

## (3) サポート制度の活用 ▶障害者の職場適応に向けた専門的な助言を受ける

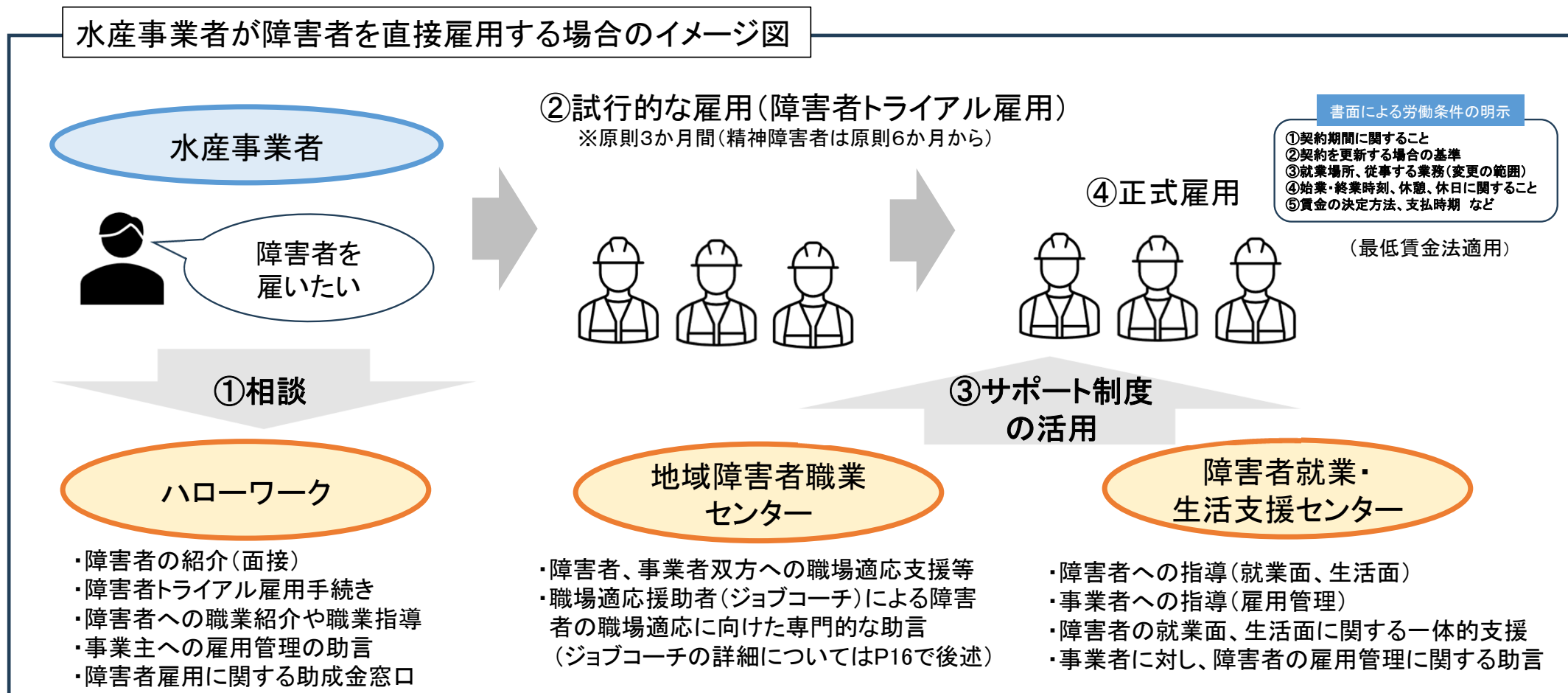
- ▶ 「地域障害者職業センター」の職場適応援助者(ジョブコーチ)による支援の活用により、障害者の職場適応に向けた専門的な助言を受けながら障害者の職場適応状況を見極めます。(※詳細はP15、P16参照)
- ▶ 「障害者就業・生活支援センター」から、必要に応じて、障害者に対する就職後の職場定着支援や水産事業者に対する雇用管理に関する助言を受けることができるので活用を検討してみましょう。(※詳細はP17参照)

## (4) 正式雇用 ▶障害者と雇用契約を結ぶ

- ▶ 水産事業者が障害者を採用するにあたり、候補者の障害特性や能力を考慮しながら雇用条件(労働条件、保険加入、通勤方法、助成制度の活用等)を検討します。
- ▶ 採用者が決まったら、水産事業者と障害者間で雇用契約を取り交わします。使用者は労働条件(契約期間、就業場所、就業時間、賃金の決定方法等)を原則、書面で交付しなければなりません(労働基準法第15条第1項、労働基準法施行規則第5条)。

# 水産事業者が障害者を直接雇用するまでの主なプロセス(イメージ図)

## ● 障害者本人と水産事業者が雇用契約を結ぶ形

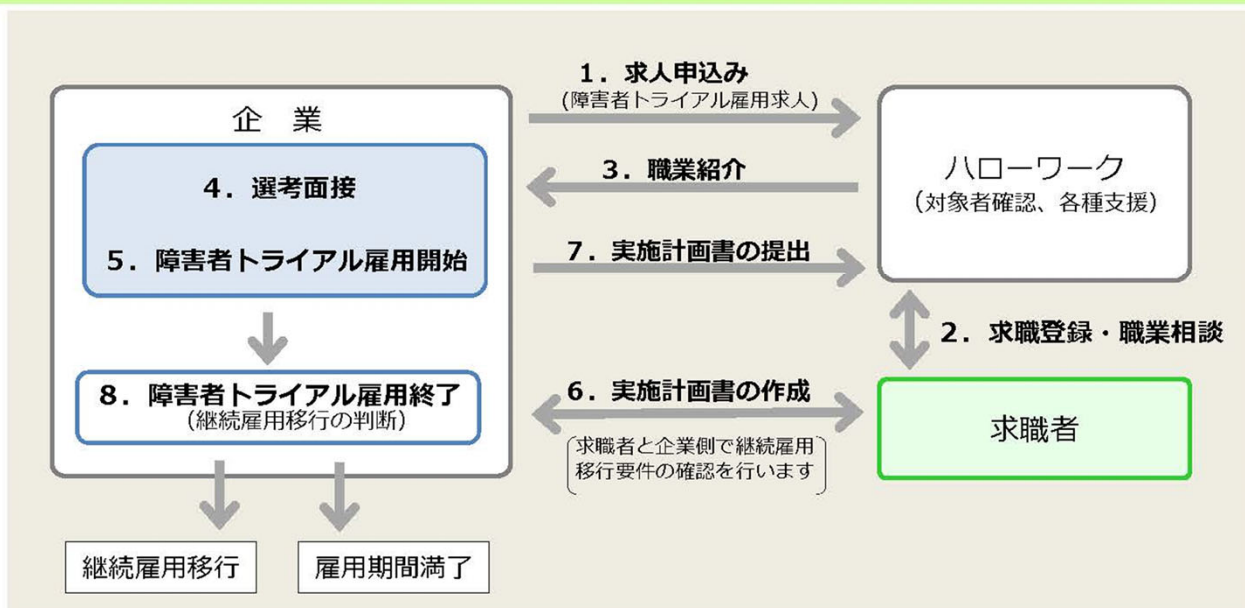


# (参考1) 試行的な雇用(障害者トライアル雇用)について

「障害者トライアル雇用」は、障害者を原則3か月間試行雇用することで、適性や能力を見極め、継続雇用のきっかけとしていただくことを目的とした制度です。

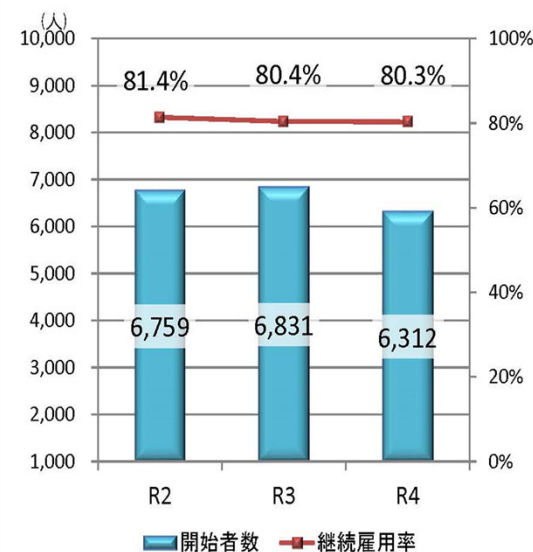
労働者の適性を確認した上で継続雇用へ移行することができ、障害者雇用への不安を解消することができます。

## 「障害者トライアル雇用」の仕組み ハローワークから紹介を受けた場合



出典: 厚生労働省「障害者トライアル雇用助成金」のご案内(事業主の方へ)リーフレット

## 障害者トライアル雇用の活用実績



◎トライアル雇用後も、  
8割以上の方が  
継続して雇用されています！

多くの方がトライアル雇用終了後も企業において戦力として活躍されています。

出典: 厚生労働省「障害者トライアル雇用助成金」のご案内(事業主の方へ)リーフレット



・ 厚生労働省HP「障害者トライアルコース・障害者短時間トライアルコース」  
[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/koyou/kyufukin/shougai\\_trial.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/shougai_trial.html)



問い合わせ先

最寄りのハローワーク

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/koyou/hellowork.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/hellowork.html)



## (参考2) サポート制度の活用(地域障害者職業センター)について

公共職業安定所等の地域の就労支援機関との密接な連携のもと、障害者に対する専門的な職業リハビリテーションを提供する施設として「地域障害者職業センター」を設置（全国47都道府県 ほか支所5か所）。

### 雇用と福祉のネットワーク

障害のある方

事業主

相談

### 地域障害者職業センター

#### 障害者に対する支援

- 職業評価
- 職業準備支援
- 職場適応援助者(ジョブコーチ)支援事業

一体的な支援

#### 事業主等に対する支援

- 事業主に対する相談・援助
- 地域の関係機関に対する職業リハビリテーションに関する助言・援助等の実施

#### 精神障害者及び事業主に対する支援

- 精神障害者総合雇用支援

### 業務内容

障害者一人ひとりのニーズに応じて、職業評価、職業指導、職業準備訓練及び職場適応援助等の各種の職業リハビリテーションを実施するとともに、事業主に対して、雇用管理上の課題を分析し、雇用管理に関する専門的な助言その他の支援を実施します。

#### <障害者に対する支援>

##### ○ 職業評価

就職希望等の把握や職業能力等評価を通じ、個人の状況に応じた職業リハビリテーション計画を策定

##### ○ 職業準備支援

作業体験等の職業準備訓練を通じ、基本的な労働習慣の体得、作業遂行力や職業能力の向上、コミュニケーション能力・対人対応力の向上を支援

##### ○ 職場適応援助者(ジョブコーチ)支援事業

事業所にジョブコーチを派遣し、障害者や事業主へ、雇用の前後を通じて障害特性を踏まえた直接的、専門的な援助を実施

#### <事業主等に対する支援>

##### ○ 事業主に対する相談・援助

障害者の従事しやすい職務設計、わかりやすい指導の方法などを、雇入れの段階から定着に至るまで一貫して実施

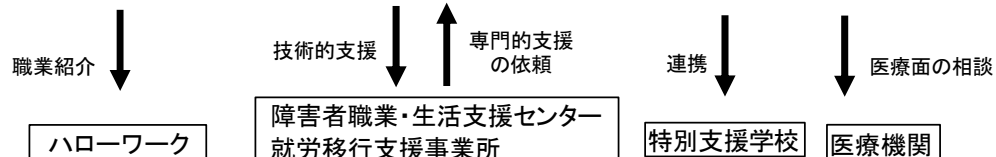
##### ○ 地域の関係機関に対する職業リハビリテーションに関する助言・援助等の実施

・障害者就業・生活支援センターや事業主などに対し、職業リハビリテーションに関する助言・援助を行うほか、関係機関の職員等の知識・技術等の向上に資するためのマニュアル作成や研修等を実施

#### <精神障害者及び事業主に対する支援>

##### ○ 精神障害者総合雇用支援

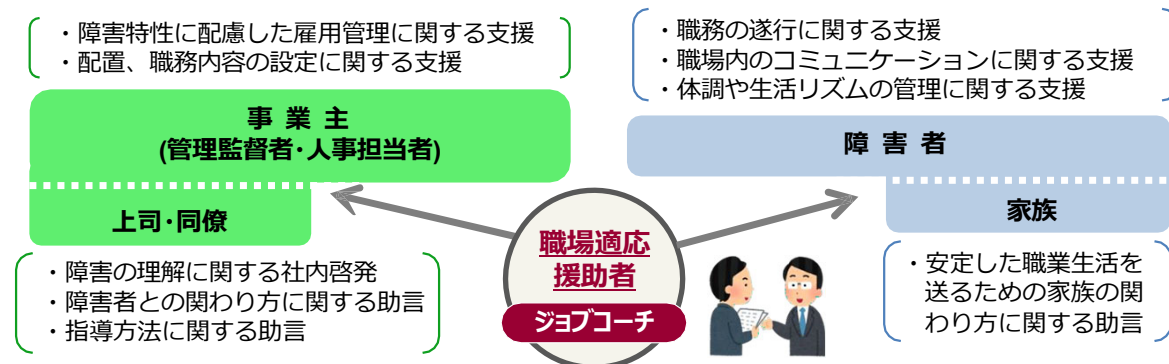
主治医等の医療関係者との連携の下、精神障害者の新規雇入れ、職場復帰、雇用継続のための様々な支援ニーズに対して、専門的・総合的な支援を実施



## (参考3) サポート制度の活用(職場適応援助者)について

### ● 目的

職場適応援助者(ジョブコーチ)は、障害者の職場適応に課題がある場合に、職場に出向いて、障害者特性を踏まえた専門的な支援を行い、障害者の職場適応を図ることを目的としている。



出典：厚生労働省「職場適応援助者(ジョブコーチ)支援を活用しよう!!」

〔支援内容〕  
ジョブコーチ支援は、障害者がその仕事を遂行し、職場に対応するため、具体的な目標を定め、支援計画に基づいて実施されるものです。ジョブコーチが行う障害者に対する支援は、事業所の上司や同僚による支援(ナチュラルサポート)にスムーズに移行していくことを目指しています。

### ● ジョブコーチには、次の3つの形があります

#### ① 配置型

地域障害者職業センターに配置するジョブコーチです。就職等の困難性の高い障害者を重点的な支援対象として自ら支援を行うほか、訪問型ジョブコーチ及び企業在籍型ジョブコーチと連携し支援を行う場合は、効果的・効率的な支援が行われるよう必要な助言・援助を行います。

#### ② 訪問型

障害者の就労支援を行う社会福祉法人等に雇用されるジョブコーチです。高齢・障害・求職者雇用支援機構が実施する訪問型職場適応援助者養成研修又は厚生労働大臣が定める訪問型職場適応援助者養成研修を修了したものであって、必要な相当程度の経験及び能力を有する者が担当します。

#### ③ 企業在籍型

障害者を雇用する企業に雇用されるジョブコーチです。機構が実施する企業在籍型職場適応援助者養成研修又は厚生労働大臣が定める企業在籍型職場適応援助者養成研修を修了した者が担当します。

※訪問型、企業在籍型ジョブコーチによる支援を行う場合は、助成金を活用することも可能です(職場適用援助者助成金)。



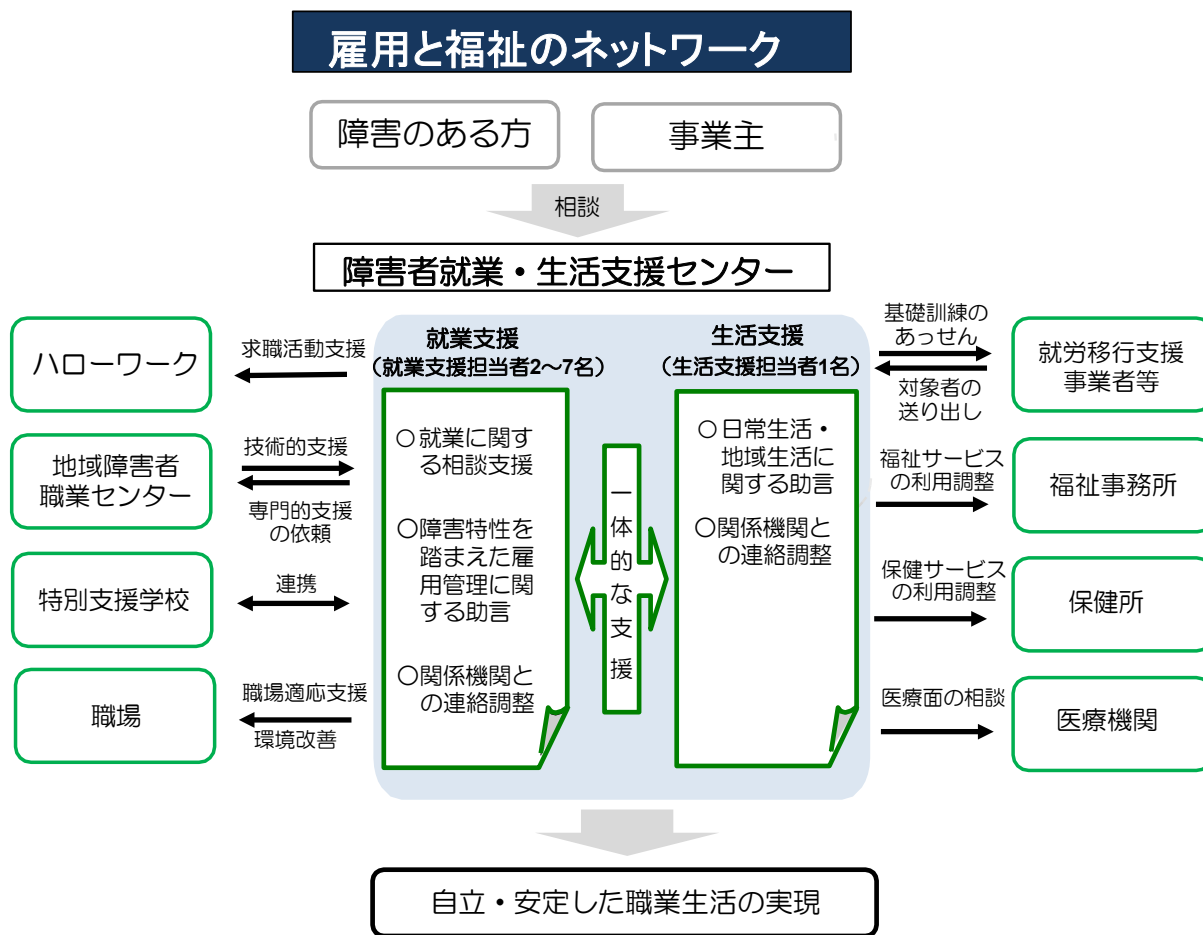
厚生労働省HP「職場適応援助者(ジョブコーチ)支援事業について」

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/koyou\\_shougaisakoyou/06a.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou_shougaisakoyou/06a.html)



(参考4) サポート制度の活用(障害者就業・生活支援センター)について

障害者の身近な地域において就業面と生活面の一体的な相談・支援を行う「障害者就業・生活支援センター」を設置（令和7年6月時点 339センター）



## 業務内容

就業及びそれに伴う日常生活上の支援を必要とする障害のある方に対し、センター窓口での相談や職場・家庭訪問等を実施します。

### ＜就業面での支援＞

## ○就業に関する相談支援

- ・ 就職に向けた準備支援（職業準備訓練、職場実習のあっせん）
  - ・ 障害者の特性、能力に合った職務の選定
  - ・ 就職活動の支援
  - ・ 職場定着に向けた支援
- 障害のある方それぞれの障害特性を踏まえた雇用管理についての事業所に対する助言
- 関係機関との連絡調整

### ＜生活面での支援＞

- 日常生活・地域生活に関する助言
  - ・生活習慣の形成、健康管理、金銭管理等の日常生活の自己管理に関する助言
  - ・住居、年金、余暇活動など地域生活、生活設計に関する助言
- 関係機関との連絡調整

# 水産事業者が障害者を直接雇用するまでの主なプロセス (特別支援学校高等部と連携する場合)

## (1) 相談 ▶職場実習等の予定を確認する

- ▶ 特別支援学校高等部の多くは、キャリア教育・職業教育を推進するため、「職場体験活動」や「職場実習」を実施しているので、学校や学校設置者(都道府県教育委員会等)に相談して、職場体験活動等の予定を確認します。

## (2) 職場実習等の受入れを検討 ▶学校との相談

- ▶ 特別支援学校高等部の多くは、職場実習等の受け入れ先の開拓に取り組んでいます。学校と相談して、自社が実習先となり得るかどうか検討してもらいます。
- ▶ 検討に当たっては、特別支援学校関係者に事前に自社を視察していただくことなどが考えられます。

## (3) 職場実習先決定、受入準備、生徒受入れ ▶受入決定後、生徒の実習受入準備

- ▶ 受入決定後、生徒の実習受入準備を行うため、実習の日程や作業内容、安全対策等について、学校と事前に打ち合わせを行います。
- ▶ 職場実習では、受入側は生徒の業務や職場への適性を見極めます。
- ▶ 職場実習を通じ、自社への就職を希望する生徒がいる場合には、学校卒業後の就職に向けて、学校と相談の上、必要な支援を行います。
- ▶ 実習先までの交通費は「特別支援教育就学奨励費」の対象となります。

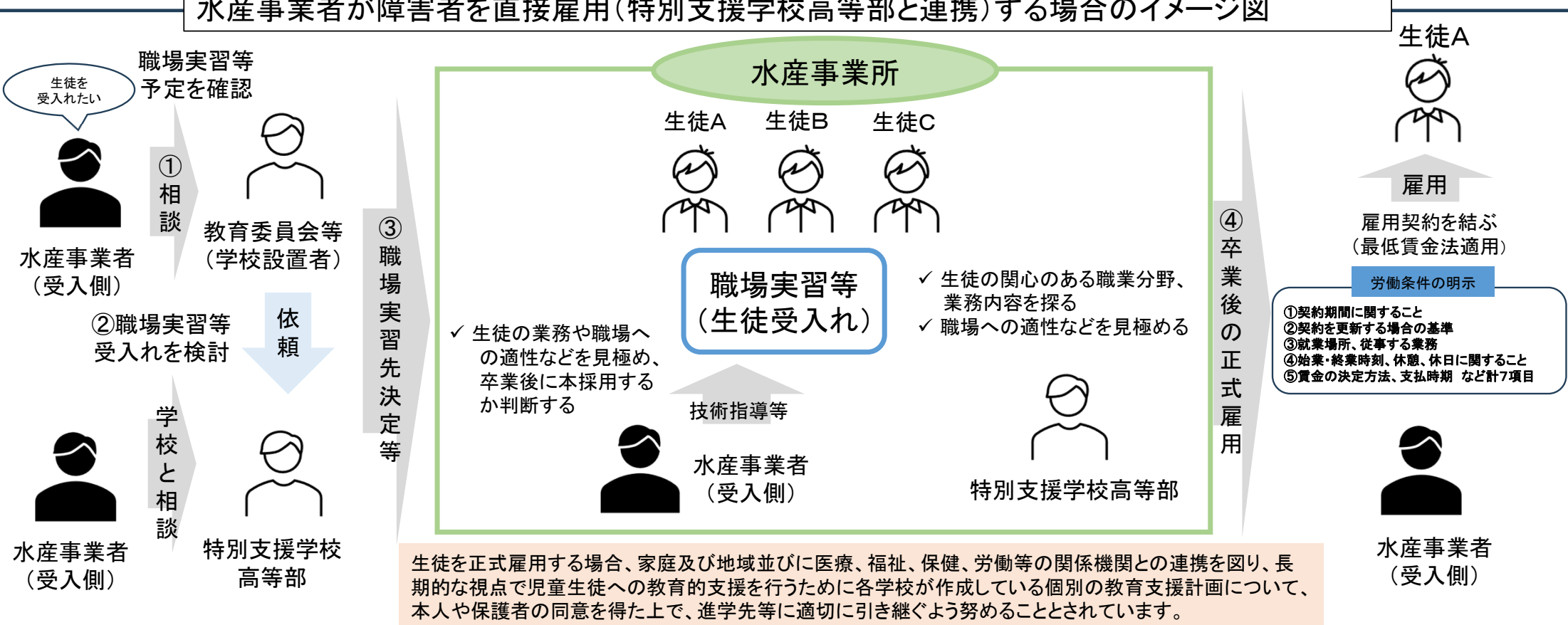
## (4) 卒業後の生徒を正式雇用 ▶生徒と雇用契約を結ぶ

- ▶ 事業者が卒業後の生徒を採用するにあたり、生徒の障害特性や能力を考慮しながら雇用条件(労働条件、保険加入、通勤方法、助成制度の活用等)を検討します。
- ▶ 採用が決まったら、事業者と生徒間で雇用契約を取り交わします。事業者は労働条件(契約期間、就業場所、就業時間、賃金の決定方法等の7項目)を原則、書面で交付しなければなりません(労働基準法第15条第1項、労働基準法施行規則第5条)。

# 水産事業者が障害者を直接雇用するまでの主なプロセス (特別支援学校高等部と連携する場合)(イメージ図)

- 特別支援学校高等部の職場実習等を通じて水産事業者が雇用契約を結ぶ形  
(生徒の受入れを検討したい水産事業者は、学校や学校設置者に問い合わせる)

水産事業者が障害者を直接雇用(特別支援学校高等部と連携)する場合のイメージ図



生徒を正式雇用する場合、家庭及び地域並びに医療、福祉、保健、労働等の関係機関との連携を図り、長期的な視点で児童生徒への教育的支援を行うために各学校が作成している個別の教育支援計画について、本人や保護者の同意を得た上で、進学先等に適切に引き継ぐよう努めることとされています。

※特別支援学校では、各児童生徒に対して長期的な視点で教育的支援を行うため、個別の教育支援計画の作成が義務付けられています。  
※職場実習の際に要する実習先までの交通費については、特別支援教育就学奨励費の対象となります。

## ② 水産事業者が障害者就労施設に作業を依頼するまでの主なプロセス

### (1) 相談 ▶作業内容、作業時期、場所などを確認する

▶各地域の社会福祉協議会(社会福祉法人・福祉施設等)の相談窓口にて作業場所、移動時間、依頼したい作業内容、作業期間などを相談し、作業が請け負うことができそうな施設を検討します。(作業現場に近い施設から検討することが多いです。)

### (2) 顔合わせ ▶障害者就労施設職員と対面、条件調整、作業現場見学

- ▶水産事業者と障害者就労施設で顔合わせを行い、具体的な条件の打合せを行います。  
(例)作業開始日、作業日数、作業人数、賃金・工賃の設定金額、服装等
- ▶施設外就労の場合は作業場所の見学も行くとよいでしょう。
- ▶思いつくことはここで全部話して、確認しておくようにしましょう。作業開始後のトラブルを防ぎます。

### (3) トライアル ▶利用者・障害者就労施設職員が作業指導を受ける

- ▶障害者就労施設の体制上可能な作業なのか確認するとともに、事業所の職員が作業を覚えるため、数日間から数週間程度の作業実習期間又は試用期間を設けます。
- ▶実施可能となった場合、利用者も作業実習を行います。(施設の職員と一緒に実習を行うことも多いです。)
- ▶シール貼付等の簡単な作業の場合、トライアルを省くこともあります。

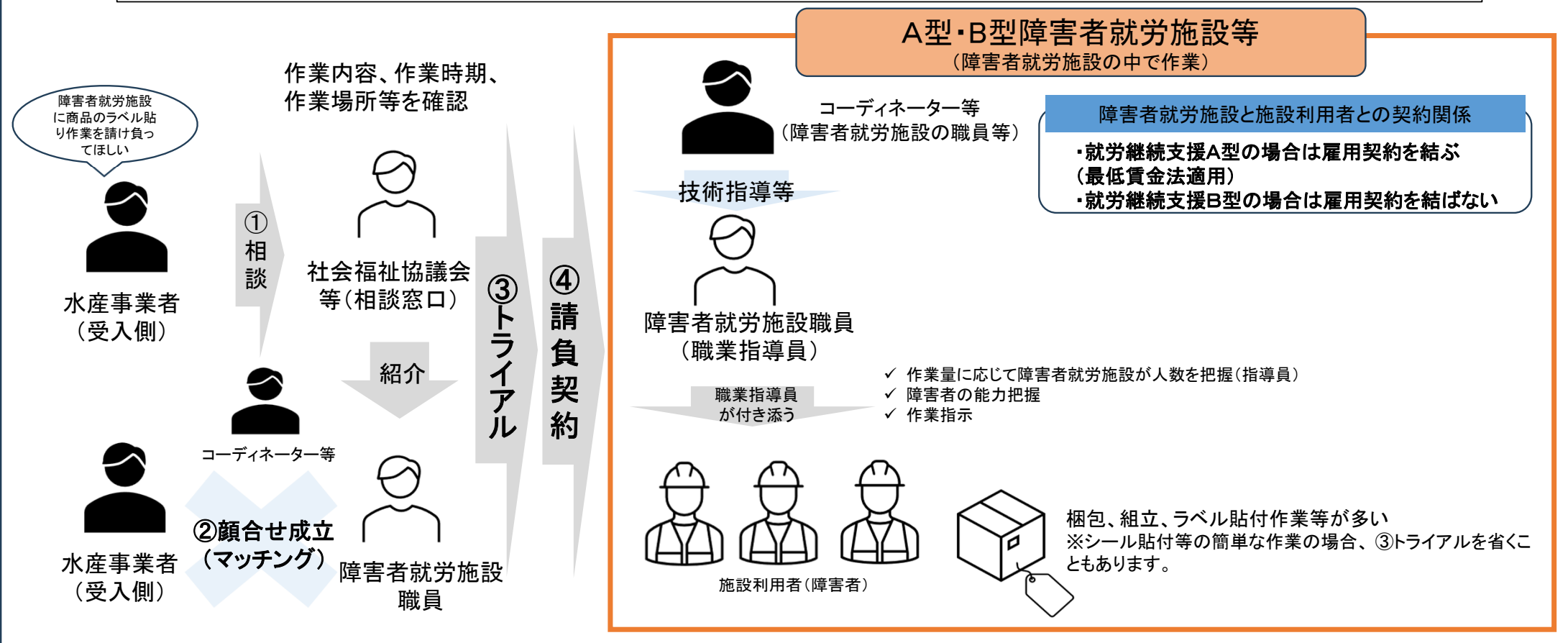
### (4) 契約 ▶障害者就労施設と請負契約を結ぶ

- ▶水産事業者と障害者就労施設間で請負契約を結びます。諸条件を記載した「作業委託契約書」や「作業依頼書」等を取り交わします。
- ▶長期間の作業の場合、作業開始後数か月から半年程度で作業の振り返りや条件の見直しを行うとよいでしょう。  
(例)作業内容の増減、賃金・工賃の再設定、人数の増減 等

# 水産事業者が障害者就労施設に作業を依頼するまでの主なプロセス(イメージ図)

## ● 水産事業者が障害者就労施設と請負契約を結び、作業を依頼する形(障害者就労施設内で作業)

### 水産事業者が障害者就労施設に作業を委託(施設内就労)する場合の作業イメージ図

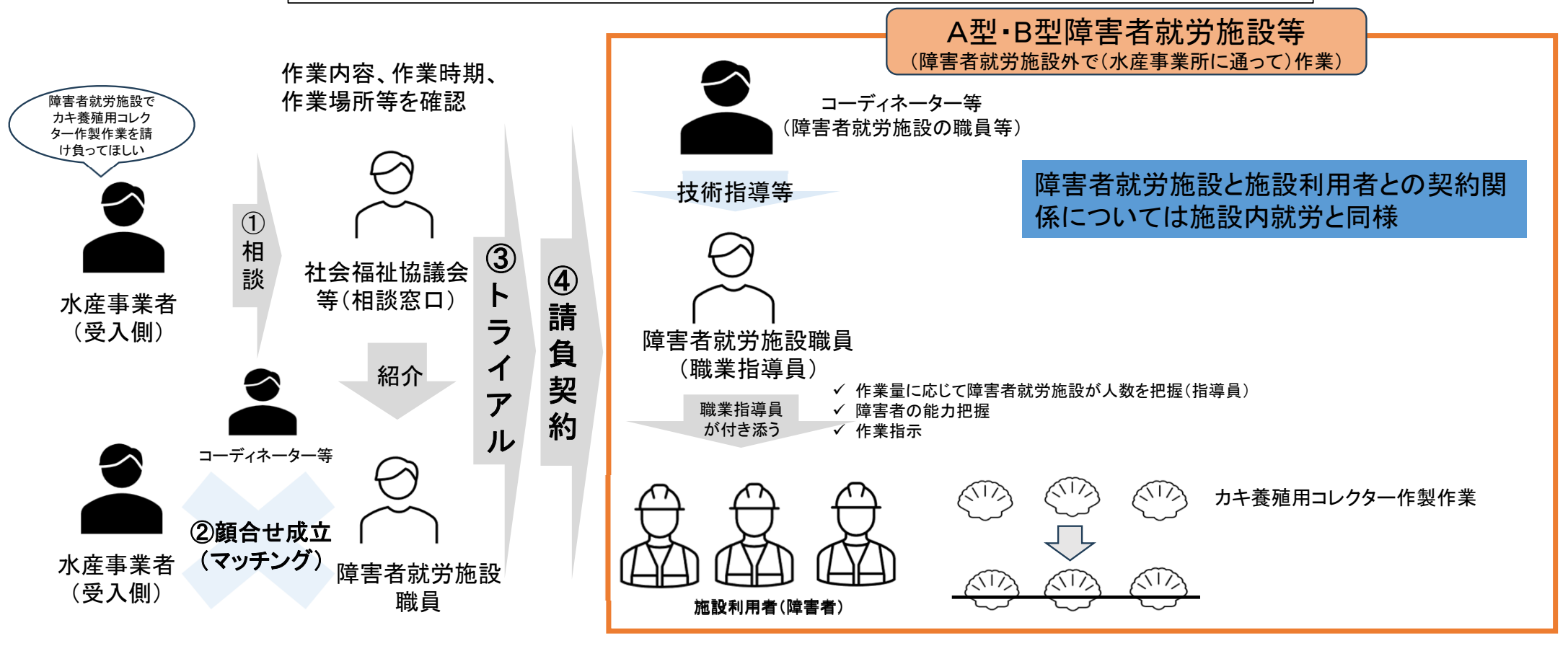


※職業指導員が水産業に関する指導を受けたい場合は、請負契約を行う水産事業者に依頼するか、市町村の水産担当係や道府県の普及指導室にお問い合わせください。

# 水産事業者が障害者就労施設に作業を依頼するまでの主なプロセス(イメージ図)

## ● 水産事業者が障害者就労施設と請負契約を結び、作業を依頼する形(障害者就労施設外で作業)

### 障害者就労施設に作業を委託(施設外就労)する場合の作業イメージ図



※職業指導員が水産業に関する指導を受けたい場合は、請負契約を行う水産事業者に依頼するか、市町村の水産担当係や道府県の普及指導室にお問い合わせください。

### ③障害者就労施設が水産業に参画(自社生産)するまでの主なプロセス

#### (1) 相談 ▶生産施設の確保

▶ 廃業後の水産加工場など生産活動が可能な施設があるか、市町村の農林水産部局や漁協、道府県の普及指導室(詳細はP18参照)に相談します。

#### (2) 施設を整備 ▶生産施設を整備するための助成制度の活用

▶ 農林水産省では、農山漁村振興交付金(地域資源利用価値創出対策)において、水福連携を実施する場となる生産施設の整備にかかる経費を1/2 以内で助成しており、厚生労働省では、「社会福祉施設等施設整備費補助金」において社会福祉法人等が障害者就労施設等を設立する際に、必要となる施設(訓練室・作業室・相談室等)を整備するための補助金を設けており、国と都道府県(指定都市・中核市)で対象となる整備の最大3/4 を補助しています。障害者就労施設は施設整備について各種助成制度が活用できるか検討します。

#### (3) 生産体制の整備 ▶生産機械、器具、資材等を確保

▶ 地域の水産用資材販売店から、作業用機械・器具・資材等をリースしたり、購入を検討します。  
▶ 各種の水産関連の事業やサービスを組合員に対して提供する漁協に作業用機械・器具・資材等の購入を相談するとよいでしょう。

#### (4) 年間の作業計画を作成、水産技術の習得 ▶販売益、利用者の賃金/工賃、高品質の水産物を生産

▶ あらかじめ、年間の作業計画を作成して、作業を行える利用者数や作業時間数、売上げを算出し、どの程度の賃金/工賃の原資を確保できるかシミュレーションします。これにより、目標賃金/工賃総額に対して、作業で確保できる賃金/工賃の割合を算出することで、単価の低い請負作業の割合を減らしていく計画を立てます。  
▶ 道府県の普及指導室に相談して、水産物の販売益から、利用者の賃金/工賃、高い品質の水産物を多く生産するため、生産技術や経営ノウハウについての指導を受けるとよいでしょう。

# 障害者就労施設が水産業に参画(自社生産)するまでの主なプロセス(イメージ図)

## ● 障害者就労施設が、生産活動の一つとして作業に取り組む形

### 障害者就労施設が水産業に参画(自社生産)する場合のイメージ図(水産加工品の作業例)

生産施設の確保

障害者就労施設  
職員

①  
相談

市町村の農林水産部  
局や漁協、道府県の  
普及指導室

②施設を整備

▶ 生産施設を整備するための助成制度の活用

③生産体制の整備

▶ 生産機械、器具、資材等を確保

④年間作業計画の作成、技術の習得

▶ 販売益、利用者の賃金/工賃、高品質の水産物を生産

### A型・B型障害者就労施設等

(障害者就労施設の中で作業)

障害者就労施設と施設利用者との契約関係

- ・就労継続支援A型の場合は雇用契約を結ぶ  
(最低賃金法適用)
- ・就労継続支援B型の場合は雇用契約を結ばない

障害者就労施設内  
で水産物の加工を  
したいな



- ✓ 作業量に応じて障害者就労施設が  
人数を把握(指導員)
- ✓ 障害者の能力把握
- ✓ 作業指示

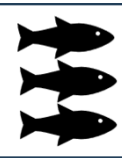
障害者就労施設職員  
(職業指導員)



施設利用者(障害者)



生産原料の仕入れ



加工作業



製品

販売

- 事例としては以下のようなパターンがある
- ①水産加工技術等について、十分な知見のある人物を障害者就労施設において雇用する
  - ②水産事業者等に赴き水産加工に関する技術等を学ぶ

※ある程度作業に関するノウハウを持った障害者就労施設の職員がいなければ生産性を向上させることが難しいため、施設職員(職業指導員)は、事前に水産事業者から技術指導等を受けることを検討しましょう。

## ④障害者就労施設が水産事業者から作業を請け負うまでの主なプロセス

### (1) 相談 ▶作業内容、作業時期、場所などを確認する

- ▶企業等が発注したい業務等をあっせん、仲介する役割を担う共同受注窓口を利用してみましょう。
- ▶各地方自治体の農林水産部局、道府県の普及指導室や近隣の漁協が水福連携を始めたい、または、受け入れる障害者数を増やしたい近所の水産事業者の情報を持っている可能性がありますので、相談してみましょう。

### (2) 顔合わせ ▶水産事業者と対面、条件調整、作業現場見学

- ▶障害者就労施設と水産事業者で顔合わせを行い、具体的な条件の打合せを行います。  
(例)作業開始日、作業日数、作業人数、賃金・工賃の設定金額、服装等
- ▶施設外就労の場合は作業場所の見学も行くとよいでしょう。
- ▶思いつくことはここで全部話して、確認しておくようにしましょう。作業開始後のトラブルを防ぎます。

### (3) トライアル ▶利用者・障害者就労施設職員が作業指導を受ける

- ▶水産業者や障害者就労施設が、水福連携の取組に慣れていない場合、まずは、数日間、試行的に作業を請け負うことをご検討ください。
- ▶生産施設において障害者に具体的な指示を行うのは、障害者就労施設の職業指導員です。障害者就労施設は、まず、水産事業者から作業の内容を伝えてもらったり、生産施設で作業体験を行い、その指導員がそれぞれの障害者の特性に配慮して作業を割り当てることになります。このため、職業指導員は、水産事業者とのコミュニケーションを深め、信頼関係を築くことが大切です。

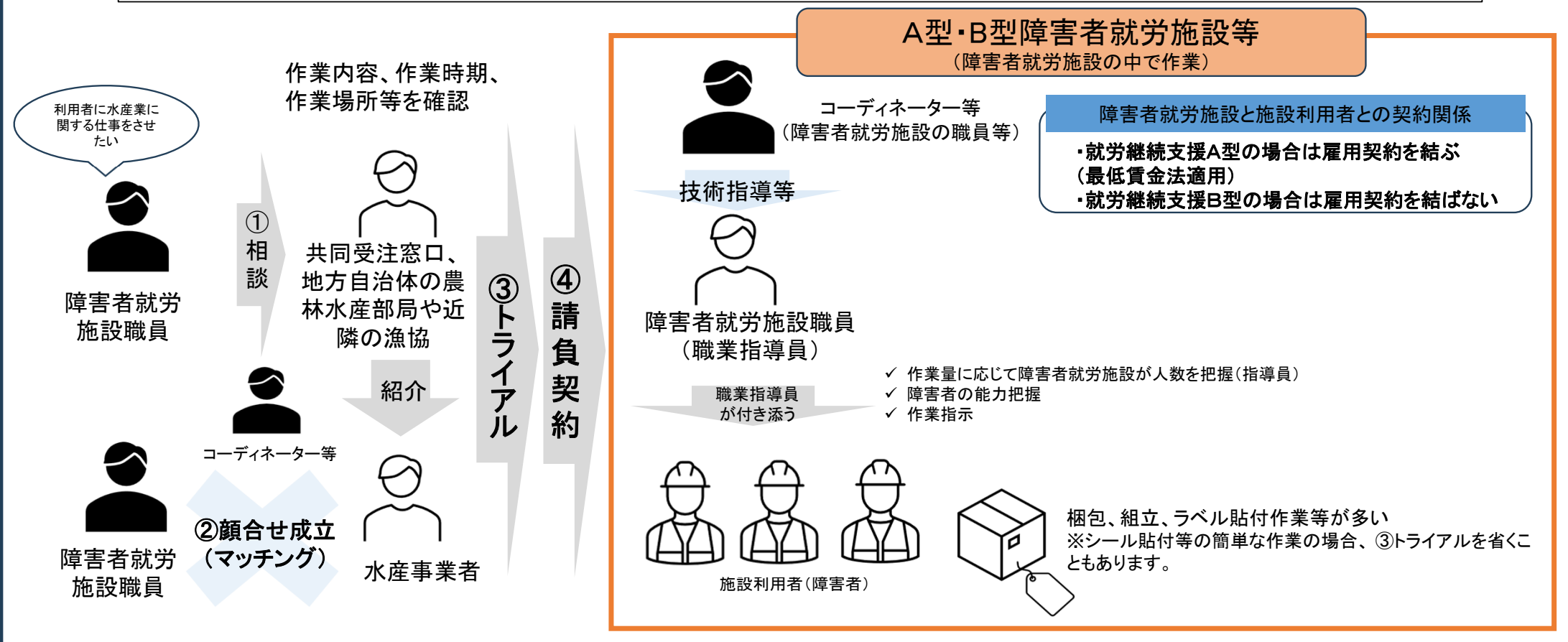
### (4) 契約 ▶障害者就労施設と請負契約を結ぶ

- ▶試行的な作業請負の実施を経て、請負契約を締結する場合、契約内容を決定するにあたっては、共同受注窓口のコーディネーターや地方自治体の農林水産部局の職員を交え、契約締結の仲介をしてもらうことをご検討ください。
- ▶障害者就労施設と水産事業者間で請負契約を結びます。諸条件を記載した「作業委託契約書」や「作業依頼書」等を取り交わします。
- ▶長期間の作業の場合、作業開始後数月から半年程度で作業の振り返りや条件の見直しを行うとよいでしょう。  
(例)作業内容の増減、賃金・工賃の再設定、人数の増減 等

# 障害者就労施設が水産事業者から作業を請け負うまでの主なプロセス(イメージ図)

## ●障害者就労施設が水産事業者と請負契約を結び、作業を請け負う形

### 障害者就労施設が水産事業者から作業を請け負う場合の作業イメージ図



※職業指導員が水産業に関する指導を受けたい場合は、請負契約を行う水産事業者に依頼するか、市町村の水産担当係や道府県の普及指導室にお問い合わせください。

# 自治体の取組事例紹介(神奈川県)

## かながわ水産業福祉連携推進事業

本事業は、令和5年度から、神奈川県、認定NPO法人藤沢市民活動推進機構、NPO法人湘南NPOサポートセンターの3者が協働で実施しています。

### 事業の概要

水産事業者と障害福祉サービス事業所等とのマッチングを支援するため、下記の事業を行っています。

#### 1 研修

- (1) 一般向け研修(水福連携の理解増進のための研修)※令和5・6年度に実施
- (2) 水産事業者向け研修(福祉側の特性を理解するための研修)
- (3) コーディネーター育成(水産業・福祉の双方に詳しい人材の育成研修)
- (4) ジョブコーチ育成(福祉事業所の職員等が水産業の知識を学ぶ研修)
- (5) 現場体験(水福連携の具体的な体験型研修)

#### 2 アドバイザー派遣

水産加工、障がい福祉、高齢福祉、海業、生活困窮者支援の各分野の専門家を派遣(無料で何度でもご利用いただけます。)

#### 3 マッチングの場づくり

水産事業者と障害福祉サービス事業所・社会福祉法人・障がい者を雇用する企業等が出会う機会の創出

#### 4 かながわ水産業福祉連携推進研究会の開催

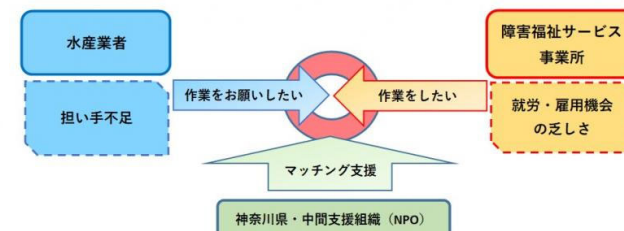
水産事業者、障害福祉サービス事業所、中間支援組織(NPO)、行政等が一堂に会し、意見交換、事例研究等を行う。

#### 5 マニュアル・ガイドブック、事例集の作成



神奈川県HP「かながわ水産業福祉連携推進事業」

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/kb2/suifuku.html>



周知啓発ポスター

# 自治体の取組事例紹介(岩手県)

## 令和5年度水産業・障がい福祉連携(水福連携)の取組

### 1 取組内容

沿岸地域の基幹産業である水産加工業を始めとした水産業の人材不足の解消と、障がい者の就労機会の拡大を図ることを目的に、水産事業者と、障がい者の就業率や工賃の向上に取り組んでいる障がい福祉サービス事業所とのマッチングを支援します。

マッチングに当たっては、水産事業者と障がい福祉サービス事業所が相互に連携し、課題の解決が図られるよう、助言等を行います。

### 3 事業イメージ



### 2 マッチングが想定される主な作業

- (1) 缶詰や商品のラベル貼り
- (2) 商品の発送等に伴う梱包作業
- (3) ワカメの芯抜きなどの単一の加工作業
- (4) 牡蠣の不要物除去
- (5) ホタテの耳釣り
- (6) その他、危険を伴わない作業

注) 福祉サービス事業所内での作業(施設内作業)又は水産事業者の工場内(作業所内)での作業を想定しています。




岩手県HP「水産業と障がい福祉の連携(水福連携)」

<https://www.pref.iwate.jp/shinsaifukkou/nariwai/sonota/1028037.html>



# 障害者を雇用する場合の相談・支援する主な機関

## <水産業に関わる機関の役割>

| 機 関 名                        | 役 割                                                                                                                                                    | 所 在                                                                                                                          |
|------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 農林水産省 地方農政局、北海道農政事務所、沖縄総合事務局 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・農福連携の普及啓発のためのシンポジウム等の開催</li> <li>・農福連携に関する情報提供</li> <li>・農福連携の補助事業の窓口(ただし、北海道内は農林水産省 農村振興局 都市農村交流課)</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・全国9か所 ※詳細は「Q&amp;A編」P18参照</li> </ul>                                                 |
| 道府県 普及指導室                    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・農福連携の普及啓発のためのシンポジウム等</li> <li>・水産技術の指導等</li> </ul>                                                             | <ul style="list-style-type: none"> <li>・各都道府県の機関として、全国各地に140 箇所(令和4年度時点:普及指導員数427 人)</li> <li>※詳細は「Q&amp;A編」P20参照</li> </ul> |
| 漁業協同組合(漁協)                   | (原則として、漁業協同組合の組合員になることが前提) <ul style="list-style-type: none"> <li>・生産資材や生活資材の共同購入</li> <li>・水産物の共同販売</li> <li>・貯金の受入れ、生活資金の貸付け</li> </ul>              | <ul style="list-style-type: none"> <li>・全国各地に864組合(令和5年3月末時点)</li> </ul>                                                     |

## <障害者雇用や障害者福祉に関わる機関の役割>

| 機 関 名                             | 役 割                                                                                                                                                                                | 所 在                                                                                                                                          |
|-----------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ハローワークの障害者専門窓口                    | (事業主と障害者が雇用契約を締結することが前提) <ul style="list-style-type: none"> <li>・障害者に対して、職業紹介や職業指導を行う</li> <li>・事業主に対して、雇用管理に関する助言を行う</li> <li>・障害者雇用に関する助成金の窓口</li> </ul>                         | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ハローワークは全国各地に544 か所</li> <li>(※場所によって、申請を受け付けている助成金の範囲が異なります。)</li> <li>※詳細は「Q&amp;A編」P6参照</li> </ul> |
| (独)高齢・障害・求職者雇用支援機構<br>地域障害者職業センター | <ul style="list-style-type: none"> <li>・障害者に対して、検査や作業等を通じて課題の把握を行い、就労に向けた専門的な助言を行う</li> <li>・事業主に対して、障害者の雇用管理に関する専門的な助言を行う</li> <li>・障害者、事業主双方に対して、ジョブコーチによる職場適応支援を実施する</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・全国47 か所</li> <li>(その他、北海道、東京都、愛知県、大阪府、福岡県の5か所に支所を設置。)</li> <li>※詳細は「Q&amp;A編」P10参照</li> </ul>        |
| 障害者就業・生活支援センター                    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・障害者に対して、就業面・生活面に関する一体的な支援をする</li> <li>・事業主に対して、障害者の雇用管理に関する助言をする</li> </ul>                                                                | <ul style="list-style-type: none"> <li>・全国各地に337 か所(令和5年4月時点)</li> <li>(社会福祉法人やNPO 法人等が実施) ※詳細は「Q&amp;A編」P10参照</li> </ul>                    |
| 共同受注窓口                            | (企業等と障害者就労施設が委託・請負契約を締結することが前提) <ul style="list-style-type: none"> <li>・企業に対して、仕事を請け負える障害者就労施設を紹介する</li> <li>・障害者就労施設に対して、仕事を依頼したい企業を紹介する</li> </ul>                               | 全国100 か所程度<br>※詳細は「Q&A編」P12参照                                                                                                                |
| 特別支援学校の高等部                        | <ul style="list-style-type: none"> <li>・視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者に対して教育を行う(水産業体験活動や職場実習などを含む)</li> <li>・障害のある生徒の進路指導(進学や就職、就労の支援など)</li> </ul>                                 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・各都道府県に各障害種1校以上、全国1,042 校(令和6年5月1日時点)</li> <li>※学校により、対象とする障害種類が異なります。</li> </ul>                     |

農村漁村振興交付金（地域資源活用価値創出対策）のうち、地域資源活用価値創出推進・整備事業（農福連携連携型）

農山漁村振興交付金（地域資源活用価値創出対策）のうち  
地域資源活用価値創出推進・整備事業（農福連携型）  
【令和7年度予算額 7,389（8,389）百万円の内数】

＜対策のポイント＞  
農福連携の一層の推進に向け、障害者等の農林水産業に関する技術の習得、障害者等に農業体験を提供するユニバーサル農園※の開設、農福連携を地域で広げるための取組、障害者等が作業に携わる生産・加工・販売施設の整備、全国的な展開に向けた普及啓発、都道府県による専門人材育成の取組等を支援します。

＜事業目標＞  
農福連携等に取り組む主体数（12,000件〔令和12年度まで〕）

※ 農業分野への就業を希望する障害者等に対し農業体験を提供する農園

| ＜事業の内容＞                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   | ＜事業イメージ＞                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>1. 地域資源活用価値創出推進事業（農福連携型）</p> <p>① 農福連携支援事業</p> <p>障害者等の農林水産業に関する技術の習得、作業工程のマニュアル化、ユニバーサル農園の開設、移動式トイレの導入、農福連携を地域で広げるための取組等を支援します。</p> <p>【事業期間：上限2年間、交付率：定額（上限：150万円/年、経営支援又は地域協議会の設立及び体制整備300万円/年、作業マニュアルの作成等に取り組む場合は初年度の額に40万円加算可能）】</p> <p>② 普及啓発・専門人材育成推進対策事業</p> <p>農福連携の全国的な横展開に向けた取組、農福連携の定着に向けた専門人材の育成等を支援します。</p> <p>【事業期間：1年間、交付率：定額（上限500万円等）】</p> <p>2. 地域資源活用価値創出整備事業（農福連携型）</p> <p>障害者等が作業に携わる生産施設、ユニバーサル農園施設、安全・衛生面に係る附帯施設等の整備を支援します。</p> <p>【事業期間：上限2年間、交付率：1/2（上限：簡易整備200万円、高度経営1,000万円、経営支援2,500万円、介護・機能維持400万円）】</p> | <p>1. 地域資源活用価値創出推進事業（農福連携型）</p> <p>① 農福連携支援事業</p> <p> 農産加工の実践研修  養殖籠補修・木工技術の習得  移動式トイレの導入  ユニバーサル農園の開設</p> <p>② 普及啓発・専門人材育成推進対策事業</p> <p> 普及啓発に係る取組  人材育成研修</p> <p>2. 地域資源活用価値創出整備事業（農福連携型）</p> <p> 農業生産施設(水耕栽培ハウス)  苗木生産施設  養殖施設</p> <p> 休憩所、トイレの整備  園地、園路整備  処理加工施設</p> |

※下線部は拡充事項

＜事業の流れ＞

国

定額、1/2

定額

農業法人、社会福祉法人、民間企業等

民間企業、都道府県等

(1①、2の事業)

(1②の事業)

【お問い合わせ先】 農村振興局都市農村交流課（03-3502-0033）

農村漁村振興交付金(地域資源活用価値創出対策)のうち、地域資源活用価値創出推進・整備事業(農福連携連携型)

地域資源活用価値創出推進・整備事業(農福連携型)

農福連携の推進

【事業実施主体】

- 農林水産業を営む法人
- 社会福祉法人
- 特定非営利活動法人
- 医療法人
- 一般社団法人
- 一般財団法人
- 公益社団法人
- 公益財団法人
- 地域協議会※
- 民間企業 ほか

※地域協議会の構成員に市町村を含むこと

※個人に対する助成はできません

・課題の把握

・事例の蓄積

・専門人材による助言

都道府県

○農福連携に取り組もうとする農業法人と福祉事業所のマッチングや職場定着を支える専門人材を育成・派遣

○このほか、全国的な普及啓発や官民一体での取組により農福連携の認知度の向上及び取組を促進

< 整備事業(ハード) >

○農林水産物生産施設等の整備

障害者や生活困窮者等の雇用・就労、高齢者の生きがいづくりやリハビリを目的とした農林水産物生産施設(農園、園路の整備を含む)、農林水産物加工販売施設、休憩所、衛生設備、安全設備等の整備に必要な経費を支援

事業実施期間：基本1年間  
交付率等：1/2  
上限：簡易整備(200万円)、介護・機能維持(400万円)、高度経営(1,000万円)、経営支援(2,500万円)

【整備事業の主な要件】

- 原則、農福連携支援事業のうち農福連携の取組と併せて行うこと。ただし、条件を満たす場合には整備事業単独での実施が可能
- 農林水産分野の作業に携わる障害者、生活困窮者(就労に向けた支援計画策定者)、高齢者(要介護認定者)、ひきこもりの状態にある者、犯罪をした者を事業実施3年目までに5名以上増加させること。ただし、生活困窮者、ひきこもりの状態にある者、犯罪をした者の増加については障害者との組み合わせであって、過半数が障害者であること
- 農林水産物加工販売施設に供する農林水産物は、事業実施主体及び連携する者が生産したものが過半を占めること

< 農福連携支援事業のうち農福連携の取組(ソフト) >

○技術習得や分業体制の構築

作業の効率化や生産物の品質向上等、農福連携を持続するための取組、ユニバーサル農園(農業分野への就業を希望する障害者等に対し、職業訓練の体験を提供する農園。)の開設、移動可能なトイレのリース導入等に必要な経費を支援

- 専門家の指導による農産物等の生産・加工技術、販売・経営手法等の習得を行うための研修、視察等
- ユニバーサル農園の運用初期に必要な管理・指導者の配置、農産物栽培に要する消耗資材等
- 分業体制の構築、作業手順の図化、マニュアル作成

(注)雇用・就労する障害者等の賃金や法人運営費は助成対象外

※条件を満たす場合には農福連携支援事業単独での実施が可能

事業実施期間：3年間  
(支援期間：最大2年間  
+自主取組：1年間)  
交付率等：定額  
上限：150万円/年、  
300万円/年(整備事業  
の経営支援を実施する  
場合)  
※マニュアル作成は、  
初年度に40万円を加算可能

【農福連携支援事業のうち農福連携の取組のみ利用する場合の主な要件】

- 農林水産分野の作業に携わる障害者、生活困窮者(就労に向けた支援計画策定者)、高齢者(要介護認定者)、ひきこもりの状態にある者、犯罪をした者を事業実施3年目までに3名以上増加させること。ただし、生活困窮者、ひきこもりの状態にある者、犯罪をした者の増加については障害者との組み合わせであって、過半数が障害者であること

< 農福連携支援事業のうち地域協議会の設立及び体制整備(ソフト) >

○地域協議会の設立及び体制整備

地域協議会が地域における農福連携の推進のために行う活動内容の検討、調査、先進地視察、意見交換会、ワークショップの実施、活動計画の策定等に必要な経費を支援

※事業実施主体は地域協議会のみ

事業実施期間：3年間  
(支援期間：最大2年間  
+自主取組：1年間)  
交付率等：定額  
上限：300万円/年

【地域協議会の設立及び体制整備を利用する場合の要件】

- 事業実施3年目までに地域協議会に参画し新たに農福連携に取り組む主体を3主体以上増加させること
- 事業実施3年目までに地域における農福連携の取組拡大に向けた活動計画を策定すること

< 都道府県専門人材育成支援事業(ソフト) >

○農福連携を支援する人材の育成

農林水産業の現場における障害者等の雇用・就労に関してアドバイスする農福連携技術支援者※、障害者就労施設等による農作業請負(施設外就労)のマッチングを支援する人材(施設外就労コーディネーター)等の育成に必要な経費を支援

※ 農林水産省のガイドラインに基づく研修を受講し、認定された者

事業実施期間：1年間  
交付率等：定額  
上限：500万円/年

# 特定求職者雇用開発助成金(厚生労働省の支援事業)

ハローワーク等の紹介により、障害者等を継続して雇用する労働者として雇い入れる事業主に対して助成金を支給します。

## 【特定就職困難者コース】

特定求職者雇用開発助成金(特定就職困難者コース)のご案内  
高年齢者、障害者、母子家庭の母などの就職困難者を  
雇用する事業主をサポートします!!

高年齢者、障害者、母子家庭の母などの就職困難者を、ハローワークや民間の職業紹介事業者などの職業紹介により、継続して雇用する労働者として雇い入れる事業主に対して、助成金を支給します。

まずは求人提出が必要です。詳細は労働局またはハローワークへお問い合わせください

### 助成額 特定求職者雇用開発助成金(特定就職困難者コース)

| 採用する労働者                                              | 合計助成額                           | 支払い方法                                             |
|------------------------------------------------------|---------------------------------|---------------------------------------------------|
| ① 母子家庭の母等<br>高年齢者(60歳以上)<br>ウクライナ避難民<br>補完的保護対象者※ など | 60万円(50万円)<br>短時間: 40万円(30万円)   | 30万円(25万円) × 2期<br>短時間: 20万円(15万円) × 2期           |
| ② 身体・知的障害者                                           | 120万円(50万円)<br>短時間: 80万円(30万円)  | 30万円 × 4期(25万円 × 2期)<br>短時間: 20万円 × 4期(15万円 × 2期) |
| ③ 重度障害者、45歳以上の障害者、<br>精神障害者                          | 240万円(100万円)<br>短時間: 80万円(30万円) | 40万円 × 6期(33万円 × 3期)<br>短時間: 20万円 × 4期(15万円 × 2期) |

※第3期は34万円

※出入国管理及び難民認定法第61条の2第2項に規定する補完的保護対象者の認定を受けている者

( )内は大企業に対する支給額

出典: 厚生労働省「制度概要パンフレット」



厚生労働省HP「特定求職者雇用開発助成金(特定就職困難者コース)」

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/koyou/kyufukin/tokutei\\_konnai.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/tokutei_konnai.html)



問い合わせ先

最寄りのハローワーク

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/koyou/hellowork.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/hellowork.html)



## 【発達障害者・難治性疾患患者雇用開発コース】

「特定求職者雇用開発助成金(発達障害者・難治性疾患患者雇用開発コース)」のご案内

「特定求職者雇用開発助成金(発達障害者・難治性疾患患者雇用開発コース)」は、障害者手帳を持たない発達障害や難病のある方を雇い入れる事業主に対して助成し、発達障害や難病のある方の雇用と職場定着を促進するためのものです。

発達障害や難病のある方を新たに雇い入れた事業主に助成金を支給します

以下の①、②のすべてに当てはまる対象者をハローワーク、地方運輸局、特定地方公共団体※1、職業紹介事業者※1の紹介により、一般被保険者かつ継続して雇用する労働者※2として新たに雇用し、対象労働者の雇用管理に関する事項※3を報告する事業主に助成金を支給します。

「発達障害者・難治性疾患患者雇用開発コース」の対象者

① 障害者手帳を所持していない方であって、発達障害または難病のある方※4

▶ 発達障害の場合: 発達障害者支援法第2条に規定する発達障害者(自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害など)  
▶ 難病の場合: 別紙の難病がある方

② 雇入れ日時時点で満年齢が65歳未満である方

※1 発達障害者・難治性疾患患者雇用開発コースの取扱いを行うに当たって、雇用関係給付金の取扱いについて同意書を労働局に提出している特定地方公共団体・職業紹介事業者をいいます。

※2 継続して雇用する労働者とは、正規雇用または無期雇用、もしくは有期雇用であって対象労働者の年齢が65歳以上に達するまで継続して雇用し、かつ、当該雇用期間が継続して2年以上あることをいいます。有期雇用の場合「対象労働者が望み限り更新できる契約」の場合に該当となり、勤務成績等により更新の有無を判断する場合等は対象となりません。

※3 雇入れた労働者に対する配慮事項などを支給申請にあわせて報告していただきます。

※4 「障害者の雇用の促進等に関する法律」第2条第2号に規定する身体障害者、同条第4号に規定する知的障害者、同条第6号に規定する精神障害者に該当する方は除きます。

### 助成額

| 対象労働者          | 企業規模   | 助成対象期間※5 | 支給総額※6 |      |      |      |      |
|----------------|--------|----------|--------|------|------|------|------|
|                |        |          |        | 第1期  | 第2期  | 第3期  | 第4期  |
| 短時間労働者※7以外の労働者 | 中小企業以外 | 1年       | 50万円   | 25万円 | 25万円 |      |      |
|                | 中小企業   | 2年       | 120万円  | 30万円 | 30万円 | 30万円 | 30万円 |
| 短時間労働者         | 中小企業以外 | 1年       | 30万円   | 15万円 | 15万円 |      |      |
|                | 中小企業   | 2年       | 80万円   | 20万円 | 20万円 | 20万円 | 20万円 |

出典: 厚生労働省「特定求職者雇用開発助成金(発達障害者・難治性疾患患者雇用開発コース)のご案内」



厚生労働省HP「特定求職者雇用開発助成金(発達障害者・難治性疾患患者雇用開発コース)」

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/koyou/kyufukin/hattatsu\\_nanchi.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/hattatsu_nanchi.html)



# 社会福祉施設等施設整備費補助金(厚生労働省の支援事業)

社会福祉法人等が障害者就労施設を立ち上げ、障害者の就労支援を実施しようとする場合、施設整備の経費の一部を補助します。

## ➤ 支援内容

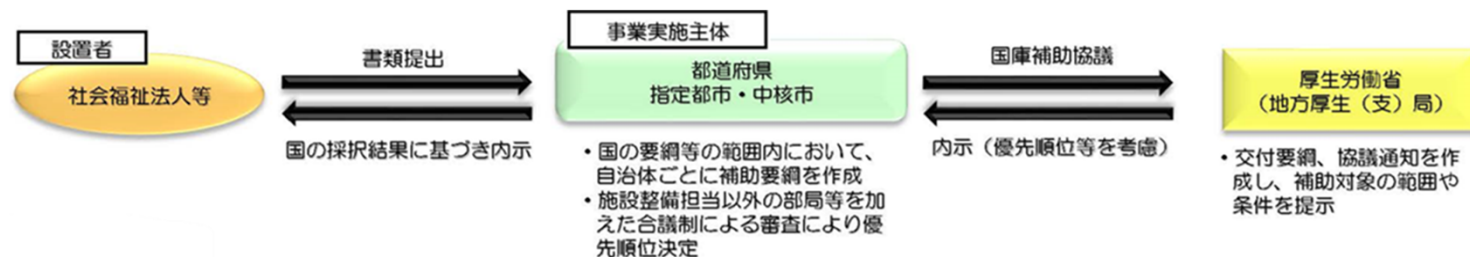
対象事業:①施設の一部改修、②附帯設備の改造、③冷暖房設備の設置等、④施設の模様替、⑤環境上の条件等により必要となった施設の一部改修、⑥消防法及び建築基準法等関係法令の改正により新たにその規定に適合させるために必要となる改修、⑦介護用リフト等特殊附帯工事、⑧土砂災害等に備えた施設の一部改修等、⑨生産設備近代化整備 等

※ 設置者負担分については、独立行政法人福祉医療機構から低利の融資を受けることができる。

## ➤ 費用負担割合

| 費用負担者／設置主体 | 国     | 都道府県、指定都市、中核市 | 市町村 | 社会福祉法人等 |
|------------|-------|---------------|-----|---------|
| 社会福祉法人等    | 1 / 2 | 1 / 4         | —   | 1 / 4   |

## ➤ 手続き



参考:厚生労働省:「社会福祉施設等施設整備費補助金について」

厚生労働省HP「社会福祉施設の整備・運営」

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi\\_kai/go/seikatsuhogo/shakai-fukushi-shisetsu1/index.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kai/go/seikatsuhogo/shakai-fukushi-shisetsu1/index.html)



問い合わせ先

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課  
TEL:03-3595-2528

# その他水福(農福)連携を進めるための各種助成制度

その他の各種支援制度等については以下のガイドブックもご覧ください。

## 農福連携 ガイドブック



令和7年2月

法務省 文部科学省 厚生労働省 農林水産省

## はじめに

農福連携は、農業と福祉が連携し、障害者の農業分野での活躍を通じて、農業経営の発展とともに、障害者の自信や生きがいを創出し、社会参画を実現する取組です。

さらに、障害者のみならず、高齢者、生活困窮者、ひきこもりの状態にある者等の就労・社会参画支援、犯罪をした者等の立ち寄り支援等にも対象が広がっており、また、農業のみならず林業や水産業にも広がっています。

政府は、農福連携等の一層の推進を図るため、「農福連携等推進会議」を設置し、その会議の結果を踏まえ、令和元年6月に、取組の方向性を示した「農福連携等推進ビジョン」を取りまとめました。

そして、同ビジョンの策定から5年が経過した令和6年6月に、農福連携等の取組をより一層深化させていくために、「農福連携等推進ビジョン(2024改訂版)」が決定されました。

また、令和6年6月には、改正食料・農業・農村基本法が成立し、新たに同法第46条に農福連携が位置づけられ、地域の農業の振興を図るため、障害者等が農業活動を行うための環境整備を進め、地域農業の振興を図る旨が盛り込まれました。

本パンフレットでは、農福連携等に意欲がある方々を対象に、農福連携等の取組方法や活用可能な支援策等について、法務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省においてとりまとめました。

皆様それぞれの状況に応じてご活用いただければ幸いです。

令和7年2月

## 令和7年度農山漁村振興交付金

### 地域資源活用価値創出対策のうち

### 地域資源活用価値創出推進・整備事業

#### (農福連携型)

農林水産省 農村振興局 都市農村交流課

## 整備事業(農福連携型)[ハード]及び農福連携支援事業のうち農福連携の取組[ソフト]の概要

### ○ 整備事業(農福連携型)[ハード]

#### ○ 農福連携支援事業のうち 農福連携の取組[ソフト]

※ ハードとソフトを原則、併せ行う  
ただし、以下に該当する場合は  
単独での実施が可能

#### ハード単独で実施する場合

既に十分な生産技術を有し、かつソフトなしでも目標達成(雇用・就労者数、売上げ、交流人口等)が確実と見込まれる。

#### ソフト単独で実施する場合

障害者等が農林水産業や関連する作業に携わるための“場”が既に確保されており、ソフトのみで目標達成(雇用・就労者数、売上げ、交流人口等)が確実と見込まれる。

例1 農福連携の取組を行うほ場や農林水産物生産施設、加工・販売施設を有している。

例2 施設外就労の受入れ先が確保されている。

### 【事業実施主体】

- ・農業法人
- ・社会福祉法人
- ・特定非営利活動法人
- ・一般社団法人
- ・一般財団法人
- ・公益財団法人
- ・民間企業
- ・地域協議会 ほか



### 地域協議会とは...

市町村のほか、農林水産業経営体及び社会福祉事業者等を構成員とし、以下の内容を定めた規約等に各構成員が同意している団体。

- ①目的、②構成員、事務局、代表者及び代表権の範囲、③意思決定方法、④解散した場合の地位の継承者、⑤事務処理及び会計処理の方法、⑥会計及び監査の方法、⑦その他運営に関し必要な事項

-1-



## 農福連携ガイドブック

<https://www.maff.go.jp/j/nousin/kouryu/noufuku/attach/pdf/pamphlet-11.pdf>



## 農林水産省HP「農福連携に関連するパンフレット・マニュアル」

<https://www.maff.go.jp/j/nousin/kouryu/noufuku/pamphlet.html>